

茅野市最低制限価格算定基準表(R3.4.1～)

業種	1.建設工事	2.建設コンサル					3.役務提供
	29業種(全業種)	測量業務	建築設計業務	土木設計業務	地質調査業務	補償業務	
設定範囲	75%～92%	60%～82%	60%～80%	60%～80%	67%～85%	60%～80%	80%
算出基準 価格計算式	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費 × 0.55 上記の合計額 × 1.08	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 ・測量調査費 ・諸経費 × 0.48 上記の合計額 × 1.08	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ・特別経費 ・技術料等経費 × 0.60 ・諸経費 × 0.60 上記の合計額 × 1.08	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費 × 0.48 上記の合計額 × 1.08	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × 0.48 上記の合計額 × 1.08	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費 × 0.45 上記の合計額 × 1.08	

※最低制限価格算定方法:算出基準価格に乱数を使用して無作為に算出された額から、下方へ1%以内で算定

※最低制限価格制度

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者の中最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの(地方自治法施行令167の10の②)